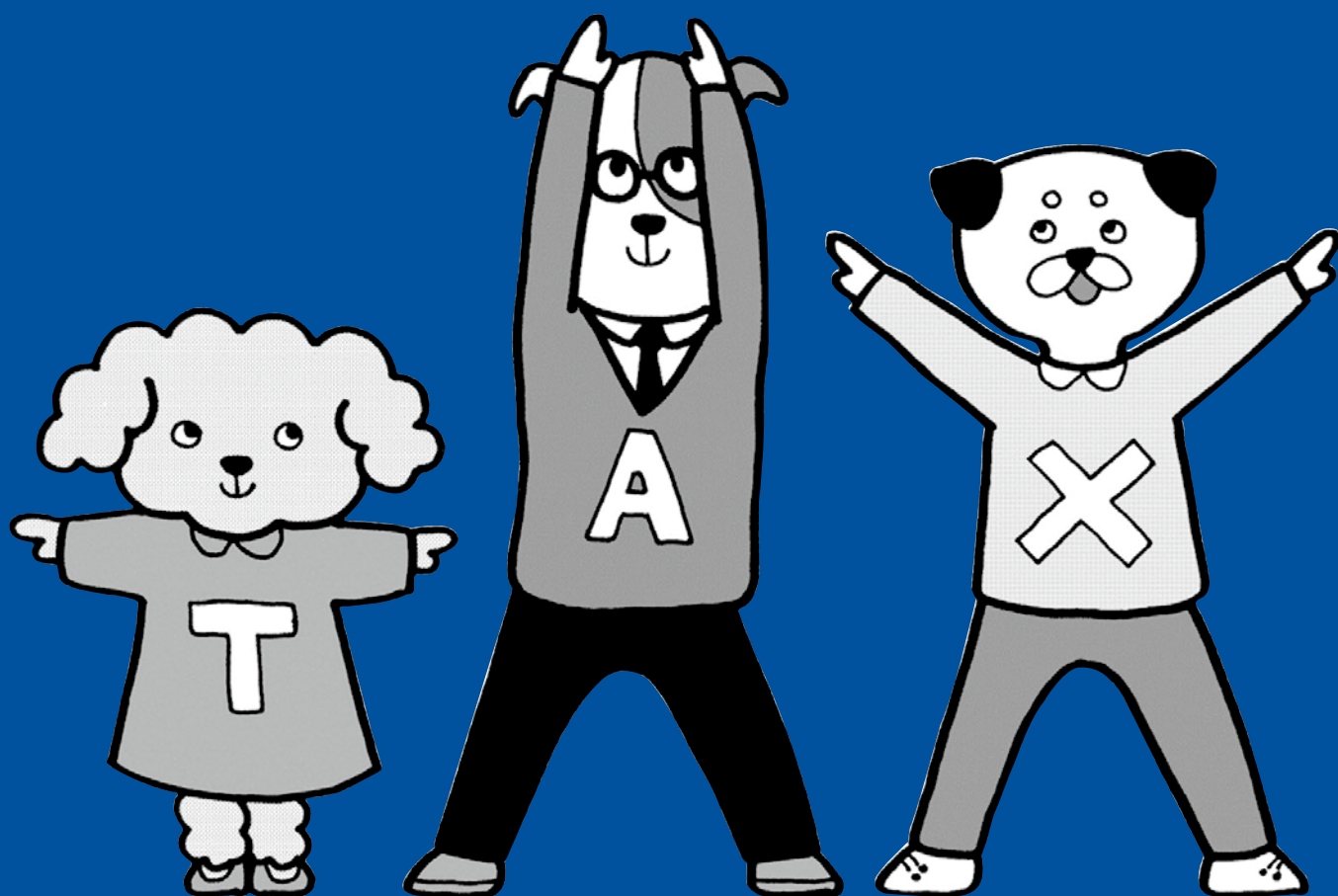


市民税 ハンドブック

令和5年度版



— 目次 —

●個人市民税・府民税

1. 個人市・府民税の基本P2
2. 収入と所得のちがいについてP4
3. 個人市・府民税がかかる基準P6
4. 扶養の範囲内で働く場合の所得上限についてP9
5. 控除についてP10
 - ～特集～ 医療費控除P13
 - ふるさと納税P19
6. 個人市・府民税の計算方法についてP21
7. 個人市・府民税の納め方P22
8. 申告についてP25
9. 税制改正についてP27
10. 市民税・府民税証明書についてP28
11. 個人市・府民税のよくある質問 Q&AP30

●法人市民税

12. 法人市民税額の計算方法P32
13. 法人市民税に関する届出についてP33
14. 法人市民税のよくある質問 Q&AP34

●軽自動車税

15. 軽自動車税の税率、税額P35
16. 軽自動車税（種別割）に関する届出についてP37
17. 軽自動車税のよくある質問 Q&AP38

●市たばこ税

18. 市たばこ税についてP39

●入湯税

19. 入湯税についてP39

答えだけを知りたい場合は、Q&Aを見ればOK！

こんな疑問への答えが載っています！

個人市・府民税（P30、P31）

- Q1 個人市・府民税って、年収いくらまでならかかりませんか？
また、学生や未成年者でも個人市・府民税はかかりますか？
- Q2 扶養の範囲内で働きたいですが、いくらまでなら大丈夫ですか？
- Q3 保険の扶養と税金の扶養って同じですか？？
- Q4 八尾市から転出しましたが、個人市・府民税はどうなりますか？
- Q5 医療費控除について知りたいです。
- Q6 ふるさと納税について知りたいです。
- Q7 雑所得ってなにですか？去年は公的年金しかなかったのですが・・・
- Q8 昨年退職し、現在仕事をしていません。個人市・府民税は納めないといけないのですか？
- Q9 退職したら自宅に納付書が届きました。どうしてでしょうか。
- Q10 転職して勤務先が変わったのですが、自宅に個人市・府民税の納税通知書が届きました。
新しい勤務先で天引きされているのではないのですか？
- Q11 給与から個人市・府民税が天引きされているのですが自宅に納付書が届きました、または給与と年金から個人市・府民税が天引きされているのですが、二重に課税されているのですか？
- Q12 個人市・府民税の減免制度はありますか？

法人市民税（P34）

- Q1 事務所、事業所（以下、事務所等）または寮等とはどのようなものですか？
- Q2 本店の登記は八尾ですが、実際の事業所は他市にあります。
八尾市で事業を行っていない場合、八尾市で法人市民税は課税されるのでしょうか？
- Q3 納付書を書き間違えてしまいました。どうしたらいいですか？
- Q4 他市町村の事業所の開設や閉鎖をした場合、八尾市に異動届を提出しないといけませんか？
- Q5 法人市民税の申告期限や納付書の納期限が過ぎた場合について教えてください。
- Q6 八尾市内にNPO法人を設立しましたが、収益事業を行う予定はありません。
届出は必要ですか？

軽自動車税（種別割）（P38）

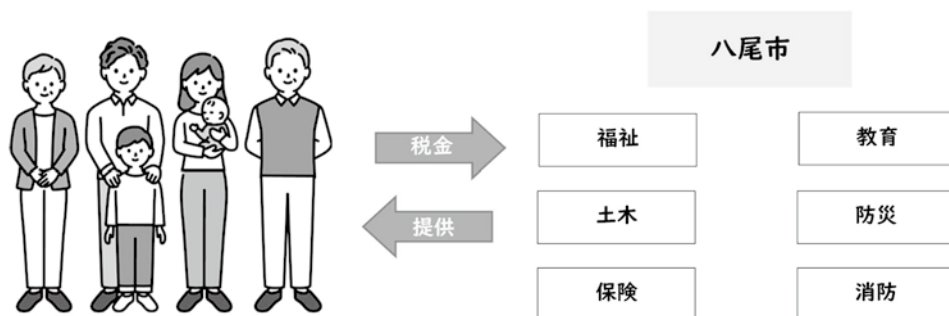
- Q1 4月2日に原動機付自転車を知人に譲渡しましたが、私宛てに軽自動車税（種別割）の納税通知書が届きました。私が税金を納めなければいけないのでしょうか？
- Q2 軽四輪自動車を10月に廃車しました。軽自動車税（種別割）は5月に納付済です。
月割りで税金は還付されるのでしょうか？
- Q3 軽自動車の所有者が死亡しました。
どのような手続きをすればいいのでしょうか？
- Q4 業者に原動機付自転車を引渡したのに、納税通知書が届いたのはどうしてですか？
- Q5 身体障がい者等が所有する軽自動車等の場合、減免の制度はありますか？

はじめに

市区町村は、福祉・教育・土木・防災・保険・消防など、さまざまな行政サービスを提供しています。こうした行政サービスは、市民の皆さまの日常生活に直接結びついている、なくてはならないものです。しかし、サービスを提供するためには、多くの費用がかかります。その費用を市税として広く負担することで、互いに支え合い、より良い地域社会を作っていくことができます。

一方で、税金はその複雑さゆえに、仕組みが難しいと感じられる方も多いことと思います。この冊子が、市税への理解を深める助けになれば幸いです。

■ 市税により、互いに支え合う地域社会



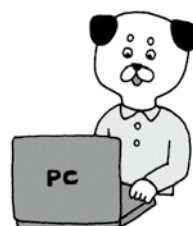
■ 市税の種類

市税の種類は、次のとおりです。当ハンドブックでは、以下の内より、「市民税」、「軽自動車税」、「市たばこ税」、「入湯税」について解説します。

市税	
普通税	市民税
	個人市民税
	法人市民税
	固定資産税
	軽自動車税
	市たばこ税
目的税	都市計画税
	入湯税

- 普通税：納められた税金の使い道が特定されていない税金のこと
- 目的税：納められた税金の使い道が定められた税金のこと

市税は市が徴収する税の総称、市民税は個人または法人にかかる税のことをいいます。



1. 個人市・府民税の基本

住民税とはなにですか？

八尾市が個人の市民税と府民税を合わせて徴収します。このうち、府民税を八尾市から大阪府に払い込みます。この、市民税と府民税を合わせて、個人市・府民税もしくは住民税と呼びます。

※この冊子では「個人市・府民税」で表記しています。

どこに納めますか？

1月1日に住んでいた市区町村です。
Q. 1月1日は八尾市に住んでいたが同年7月に他市に転出。転出先か八尾市、どちらに個人市・府民税を納めるの？

A. 八尾市です。1月1日に住んでいた市区町村にその年度の税額を納めます。

何をもとに、いつ決まりますか？

- ・1月1日から12月31日までの所得をもとに計算します。
- ・所得があった翌年の5月から6月までに決定します。

(例) 令和5年度の個人市・府民税
：令和4年1月1日から
12月31日までの所得をもとに
計算し、令和5年5月から6月
までに決定。

所得税（国税）とのちがいはなにですか？

所得税

- ・所得があった年に納付します。
- ・所得や控除の金額によって税率が異なります。

個人市・府民税

- ・所得があった翌年に課税されます。
- ・総合課税については、税率は一律10%（市民税6%、府民税4%）

均等割とはなにですか？

個人市・府民税のうち、個人市・府民税を負担する能力のある人が均しく納める金額のことをいいます。年間5,300円で、うち市民税が3,500円、府民税が1,800円です。

八尾市に住所がなくても、1月1日に八尾市に事業所や家族を住まわす家屋があれば、納める必要があります。

所得割とはなにですか？

個人市・府民税のうち、個人の所得に応じて決定される金額のことをいいます。均等割と所得割を合わせた金額が、個人市・府民税の金額となります。

個人市・府民税 = 均等割 + 所得割

普通徴収とはなにですか？

ご自身で納付書にて個人市・府民税を納める方法のことをいいます。個人事業主の方や、退職された方など（65歳以上の年金所得者を除く）は、基本的に普通徴収で納付していただきます。

特別徴収とはなにですか？

事業主が従業員の給与や年金から個人市・府民税を差し引いて納める方法のことをいいます。事業所でお勤めをされている方や65歳以上の年金所得者は、基本的に特別徴収で納付していただきます。

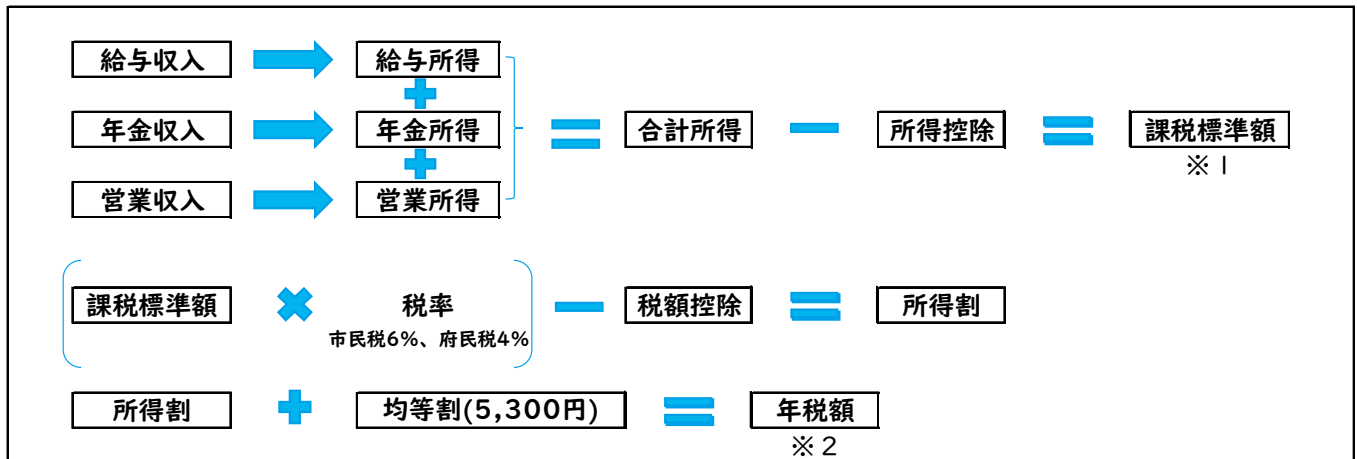
1-1 八尾市に個人市・府民税を納めるのはどのような人ですか？

1月1日に八尾市に住んでいる人です。たとえば、令和5年1月1日以前に死亡した場合は令和5年度の個人市・府民税はかかりませんが、1月2日以降に死亡した場合はかかります。また、P2「均等割とはなにですか？」にもあるとおり、八尾市に住所がなくても、1月1日に八尾市に事業所や家族を住まわす家屋がある場合は、均等割のみ納める必要があります。

1-2 個人市・府民税の計算の流れ

1. 各収入を各所得に換算する
2. 各所得を合計する
3. 合計した所得から所得控除を引く
4. 税率（市民税6%、府民税4%）を掛ける
5. 税額控除を引く
6. 均等割（市民税3,500円、府民税1,800円）を足す

個人市・府民税が課税される本人のことを、「納税義務者」と言います。



※1 課税標準額：1,000円未満の端数を切り捨てます。

※2 年税額：100円未満の端数を切り捨てます。

ここでは、計算の流れを大まかにイメージしていただければと思います。

各項目については、次のとおり解説しています。

- 収入と所得 : 2. 収入と所得のちがいについて・・・ P4～
- 所得控除、税額控除 : 5. 控除について・・・ P10～
- 個人市・府民税の計算 : 6. 個人市・府民税の計算方法について・・・ P21

なお、最初から順番に読み進めていただくと、個人市・府民税の全体像をつかむことができる構成となっております。もちろん、興味のあるページだけをお読みいただくことも可能です。

2. 収入と所得のちがいについて

「収入」と「所得」は、一見同じような言葉に思えますが、個人市・府民税や所得税を計算するうえでは、明確に区別して使われています。

2-1 収入と所得

自営業であれば、得た収益からかかった経費を差し引くことで、手元に残ったお金を計算します。このときの収益を「収入」、収入から経費を引いたあとの、手元に残った金額を「所得」といいます。個人市・府民税の金額は、「収入」を「所得」に換算してから計算します。

サラリーマンなどの給与所得者や高齢者の公的年金受給者の場合は、額面の金額が収入となります。この、額面の金額から一定の金額を差し引くことで、「収入」を「所得」に換算し、個人市・府民税を計算します。

$$\text{収入} - \text{経費} = \text{所得}$$

① 収入とは

- 経費を差し引く前の金額
- 給与であれば、手取りではなく額面の金額（交通費を除く）

② 所得とは

収入から経費を差し引いたあとの金額

■ 所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法	
1	利子所得 公債、社債、預貯金などの利子	収入金額	
2	配当所得 株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
3	不動産所得 地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費	
4	事業所得 事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費	
5	給与所得 勤務先から支払われる給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除	
6	退職所得 退職金・一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 (注1)	
7	山林所得 山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額	
8	譲渡所得 土地、車両、ゴルフ会員権などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得費及び譲渡費用－特別控除額	
9	一時所得 懸賞の賞金品、生命保険契約に基づく一時金など	(収入金額－必要経費－特別控除額) ※税金を計算する場合は1/2の金額となる	
10	雑所得 公的年金や他の所得にあてはまらない所得	①公的年金等	公的年金等収入金額－公的年金等控除額
		②業務 (注2)	収入金額－必要経費
		③その他の所得	収入金額－必要経費

(注1)・勤続年数5年以下かつ役員等の場合：(収入金額－退職所得控除額)

- 勤続年数5年以下かつ役員等以外（従業員）で、収入から退職所得控除額を差し引いた金額が300万円を超える場合：(150万円＋収入金額－(300万円＋退職所得控除額))

(注2) 原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達など、副業にかかる所得のうち、営利を目的とした継続的なもの

■ 税金のかからない非課税所得

遺族年金、障害年金、損害保険金、損害賠償金、慰謝料、宝くじの当選金、健康保険・労災保険等からの給付、生活保護により支給される保護金品、雇用保険の失業給付 ほか

2-2 収入を所得に換算するにはどうしたらいいですか？

以下の表を参照して計算します。※令和5年度（令和4年所得分）

■ 給与の場合

給与収入	所得の計算
550,000 円以下	所得は 0 円
1,619,000 円未満	給与収入 - 550,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	所得は 1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	所得は 1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	所得は 1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	所得は 1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円以下	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	給与収入 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円超	給与収入 - 1,950,000 円
A = 給与収入 $\div 4,000$ (小数点以下切り捨て) $\times 4,000$	

■ 年金の場合（遺族年金、障害年金などを除く）

公的年金等（※）にかかる雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円以下のとき

年齢区分	公的年金等の収入	公的年金等にかかる雑所得
65 歳以上 (昭和 33 年 1 月 1 日以前に生まれた人)	330 万円未満	公的年金等収入 - 110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.75 - 27$ 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.85 - 68$ 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.95 - 145$ 万 5 千円
	1,000 万円以上	公的年金等収入 - 195 万 5 千円
65 歳未満 (昭和 33 年 1 月 2 日以降に生まれた人)	130 万円未満	公的年金等収入 - 60 万円
	130 万円以上 410 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.75 - 27$ 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.85 - 68$ 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.95 - 145$ 万 5 千円
	1,000 万円以上	公的年金等収入 - 195 万 5 千円

公的年金等（※）にかかる雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超えるとき

年齢区分	公的年金等の収入	公的年金等にかかる雑所得	
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額	
		1,000 万円超 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
65 歳以上 (昭和 33 年 1 月 1 日以前に生まれた人)	330 万円未満	公的年金等収入 - 100 万円	公的年金等収入 - 90 万円
	330 万円以上 410 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.75 - 17$ 万 5 千円	公的年金等収入 $\times 0.75 - 7$ 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.85 - 58$ 万 5 千円	公的年金等収入 $\times 0.85 - 48$ 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.95 - 135$ 万 5 千円	公的年金等収入 $\times 0.95 - 125$ 万 5 千円
	1,000 万円以上	公的年金等収入 - 185 万 5 千円	公的年金等収入 - 175 万 5 千円
65 歳未満 (昭和 33 年 1 月 2 日以降に生まれた人)	130 万円未満	公的年金等収入 - 50 万円	公的年金等収入 - 40 万円
	130 万円以上 410 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.75 - 17$ 万 5 千円	公的年金等収入 $\times 0.75 - 7$ 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.85 - 58$ 万 5 千円	公的年金等収入 $\times 0.85 - 48$ 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	公的年金等収入 $\times 0.95 - 135$ 万 5 千円	公的年金等収入 $\times 0.95 - 125$ 万 5 千円
	1,000 万円以上	公的年金等収入 - 185 万 5 千円	公的年金等収入 - 175 万 5 千円

※遺族年金、障害年金などを除く

■ 所得金額調整控除

次のどれかの要件に該当する場合、以下の計算で求めた金額を給与所得から差し引くことができます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のAからCのいずれかに該当する場合

- A 納税義務者が特別障害者
- B 23歳未満の扶養親族を有する
- C 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

$$\text{（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）} - 850 \text{万円）} \times 10\%$$

- 次の要件をともに満たす場合

- A 給与所得と公的年金等にかかる雑所得がある
- B 給与所得と公的年金等にかかる雑所得の合計額が10万円を超える

$$\text{給与所得（※）} + \text{公的年金等にかかる雑所得（※）} - 10 \text{万円}$$

※10万円を超える場合は10万円

※給与所得から差し引けなかった控除額を公的年金等雑所得に適用することはできません。

3. 個人市・府民税がかかる基準

基本的には、同一生計配偶者・扶養親族の人数と合計所得の金額で決まりますが、それ以外にも個人市・府民税がかからない場合があります。また、均等割と所得割で、かかるかどうかを確認する計算式がちがいます。

なお、均等割の5,300円は個人市・府民税の最低金額であるため、均等割がかからない＝個人市・府民税自体がかからない、0円である、非課税であるということになります。

3-1 均等割がかからないかどうかを調べる方法

■ ア：均等割がかからない人

- 同一生計配偶者・扶養親族がない：合計所得が45万円以下
- 同一生計配偶者・扶養親族がいる：合計所得が次の計算式の金額以下

$$35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 31 \text{万円}$$

(例) 150万円の給与収入があり、扶養親族が1名の場合

扶養親族が1名なら

$$35 \text{万円} \times 2 \text{名} + 31 \text{万円} = 101 \text{万円}$$

合計所得が101万円以下であれば個人市・府民税はかからない。

給与収入を所得に換算すると、150万円-55万円=95万円

101万円以下であるため、個人市・府民税はかからない。

収入と所得：P4～5

均等割・所得割：P2

同一生計配偶者・扶養親族：P9

をそれぞれチェック！



■ イ：アにあてはまっていなくても、個人市・府民税がかからない人

- その年の1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている人
- 以下の要件をともに満たす人
 - ・ 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当
 - ・ 合計所得が135万円以下（給与収入でいうと2,043,999円以下）

※民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、個人市・府民税の課税、非課税の判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

令和4年度までの未成年：20歳未満で婚姻をしていない方

※令和4年度の場合、平成14年（2002年）1月3日以降生まれの方

令和5年度からの未成年：18歳未満で婚姻をしていない方

※令和5年度の場合、平成17年（2005年）1月3日以降生まれの方

■ 均等割について

均等割は、年度によって金額が変遷しています。

- 平成25年度→平成26年度

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたため増額しました。

- 平成27年度→平成28年度

自然災害から府民の暮らしを守るために必要な事業を、緊急かつ集中的に実施するため、「大阪府森林環境税」が導入されたため増額しました。

豪雨や猛暑への対策を短期間で集中的に実施するための財源を確保する目的で、令和5年度まで5,300円が徴収されることとなりました。

- 令和5年度→令和6年度

国税としての森林環境税1,000円が個人市・府民税に加算されます。

均等割	平成25年度まで	平成26年度から 平成27年度まで	平成28年度から 令和5年度まで	令和6年度から
府民税	1,000円	1,500円	1,800円	1,000円
市民税	3,000円	3,500円	3,500円	3,000円
国税 (森林環境税)				1,000円
合計	4,000円	5,000円	5,300円	5,000円

3-2 所得割がかからないかどうかを調べる方法

■ 所得割がかからない人

- ・ 同一生計配偶者・扶養親族がない
：総所得金額等の合計が45万円以下
- ・ 同一生計配偶者・扶養親族がいる
：総所得金額等の合計が次の計算式の金額以下

$$35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 42万円$$

扶養親族が多いほど、
個人市・府民税がかかり
にくくなるんだね。



■ 合計所得金額と総所得金額等って、なにがちがうの？

・ 合計所得金額

- ・ 総合課税と分離課税、すべての所得の合計
- ・ 損益通算後の金額
- ・ 純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額
- ・ 総合課税：配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得など、ほかの所得金額と合計して計算する課税方式
- ・ 分離課税：土地・建物等の譲渡所得など、他の所得金額と合計せず分離して計算する課税方式

・ 総所得金額等

- ・ 合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後の金額

3-3 個人市・府民税がかからない範囲（他の所得がない場合）

同一生計配偶者・扶養親族の数	非課税となる合計所得	非課税となる給与収入（給与収入のみの場合）
0人（本人のみ）	450,000円以下	1,000,000円以下
1人	1,010,000円以下	1,560,000円以下
2人	1,360,000円以下	2,059,999円以下
3人	1,710,000円以下	2,559,999円以下
4人	2,060,000円以下	3,059,999円以下
5人	2,410,000円以下	3,559,999円以下
6人	2,760,000円以下	4,003,999円以下
7人	3,110,000円以下	4,439,999円以下
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当	1,350,000円以下	2,043,999円以下

同一生計配偶者・扶養親族の数	非課税となる合計所得	非課税となる公的年金等収入 (年金収入のみの場合で65歳未満)	非課税となる公的年金等収入 (年金収入のみの場合で65歳以上)
0人(本人のみ)	450,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,010,000円以下	1,713,334円以下	2,110,000円以下
2人	1,360,000円以下	2,180,001円以下	2,460,000円以下
3人	1,710,000円以下	2,646,667円以下	2,810,000円以下
4人	2,060,000円以下	3,113,334円以下	3,160,000円以下
5人	2,410,000円以下	3,580,001円以下	3,580,001円以下
6人	2,760,000円以下	4,046,667円以下	4,046,667円以下
7人	3,110,000円以下	4,464,707円以下	4,464,707円以下
障がい者、未成年者、 寡婦、ひとり親に該当	1,350,000円以下	2,166,667円以下	2,450,000円以下

4. 扶養の範囲内で働く場合の所得上限について

4-1 そもそも、同一生計配偶者や扶養親族とはなにですか？

- ・ 個人市・府民税の金額を決めるうえで申告する、所得があった年に養っていた親族。
- ・ 同一生計配偶者・扶養親族を申告するには、次の要件をともに満たす必要があります。
 - ① 同一生計配偶者・扶養親族の合計所得が48万円以下（給与収入でいうと103万円以下）
 - ② 他の人の同一生計配偶者・扶養親族として申告されていないこと
- ・ 同一生計配偶者・扶養親族を申告することで適用される控除のことをそれぞれ「配偶者控除」「扶養控除」と呼びます。
- ・ 同一生計配偶者・扶養親族は自動的に決まるわけではありません。
年末調整や確定申告などで、毎年申告する必要があります。
- ・ 健康保険の扶養とは別ものです。



4-2 扶養の範囲内って、一体いくらまでですか？

給与収入のみの場合、103万円以下であれば同一生計配偶者・扶養親族の範囲内です。

ただし、100万円を1円でも超えると個人市・府民税がかかります。

(例) 102万円の給与収入の場合

103万円を超えていないので、同一生計配偶者・扶養親族の範囲内です。

100万円を超えているため、個人市・府民税がかかります。

■ 同一生計配偶者・扶養親族となれる範囲（※ほかの所得がない場合）

合計所得	給与収入
48万円以下	103万円以下
公的年金等収入（65歳未満）	公的年金等収入（65歳以上）
108万円以下	158万円以下

4-3 配偶者控除と配偶者特別控除って、なにがちがうのですか？

給与収入の場合、103万円以下であれば同一生計配偶者の範囲内です。このときに適用されるのが、配偶者控除です。103万円を1円でも超えると、同一生計配偶者の範囲外となってしまう、配偶者控除が適用されなくなってしまいます。

そのような場合でも、201万6千円未満の給与収入であれば、配偶者特別控除が適用され、配偶者の所得から一定の金額を差し引くことができます。

	配偶者控除	配偶者特別控除
給与収入がいくらで適用されるのか	103万円以下	103万円超 201万6千円未満
控除額はいくらなのか	33万円	配偶者の所得によって変動する (P12参照)

5. 控除について

個人市・府民税の金額は、所得の大小だけでは決まりません。家族を養っていた、病気やけがで医療費をたくさん払ったといった、個人の実情を反映して決める必要があります。このような、個人の実情を税額の算定に反映させるために、所得や税額から差し引く金額のことを控除といいます。

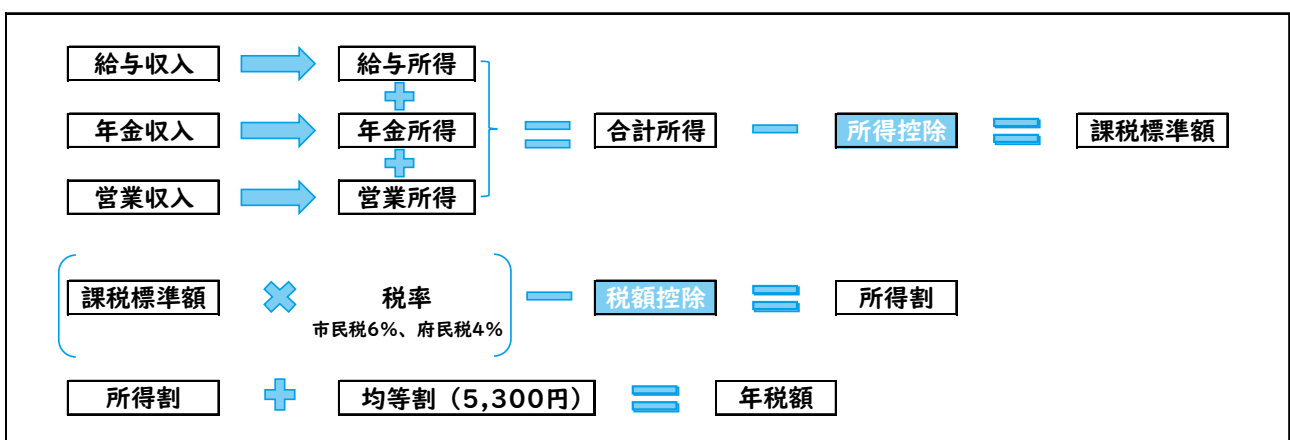
(例) 扶養控除：親族を養っていたことを考慮し、所得から一定の金額を差し引く。

医療費控除：医療費がかかったことを考慮し、所得から一定の金額を差し引く。

■ 控除には、「所得控除」と「税額控除」の2種類があります。

- 所得控除：所得から差し引く金額
- 税額控除：税額から差し引く金額

下図の個人市・府民税の計算の流れを見ると、所得控除は所得から差し引かれたあと税率が掛けられますが、税額控除は税率を掛けることなく、直接差し引きされることがわかります。そのため、税額控除は特に、個人市・府民税の金額の決定に大きな影響を与える場合があります。



5-1 所得控除

■ 所得控除の一覧

※所得及び支払額は、すべて前年中のものです。

※7～11の適用については、所得があった前年の12月31日現在での状況によって判定します。

所得控除の種類		控除を受けるための要件と控除額																				
1	雑損控除	要件	本人または生計を同じにする配偶者やその他の親族の生活に通常必要な資産が、火災・盗難などによって損害を受けた場合																			
		控除額	次の①か②のいずれか多い方の金額 ①（損害の金額－保険金等により補填された額）－（総所得金額等の10%） ②（災害関連支出の金額－保険金等により補填された金額）－5万円																			
2	医療費控除 (P13～解説)	要件	①本人または生計を同じにする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合 ②本人または生計を同じにする配偶者やその他の親族のスイッチOTC医療品による医療費を支払っており、検診等の一定の取り組みを行った場合（セルフメディケーション税制）																			
		控除額	①（支払った医療費－保険金などで補填された金額） －（総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い方）※控除限度額200万円 ②（支払った医療費－保険金などで補填された金額） －（1万2千円）※控除限度額8万8千円 ※①と②の併用はできません。いずれか一方を選択して適用することとなります。																			
3	社会保険料控除	要件	本人または生計を同じにする配偶者やその他の親族の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの保険料を支払った場合																			
		控除額	支払った保険料の全額																			
4	小規模企業 共済等掛金控除	要件	小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく企業型または個人型年金加入者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合																			
		控除額	支払った保険料の全額																			
5	生命保険料控除	要件	受取人が本人、その配偶者、またはその他の親族となっている生命保険、介護医療保険、または個人年金保険契約等の保険料もしくは掛金を支払った場合																			
		控除額	<p>一般の生命保険料、介護医療保険料、または個人年金保険料のそれぞれについて以下の表に基づいて計算した金額の合計額（合計適用限度額70,000円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払った保険料の合計額</th> <th>控除額（小数点以下切り上げ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">①平成24年 1月1日以降に 締結した契約 (新契約)</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">②平成23年 12月31日以前 に締結した契約 (旧契約)</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①・②双方の控除を受ける（新・旧双方の生命保険料または個人年金保険料の支払いがある）場合⇒①と②それぞれの表で計算した控除額の合計（合計適用限度額28,000円）</p>		支払った保険料の合計額	控除額（小数点以下切り上げ）	①平成24年 1月1日以降に 締結した契約 (新契約)	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料×0.5+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料×0.25+14,000円	56,000円超	28,000円（限度額）	②平成23年 12月31日以前 に締結した契約 (旧契約)	15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料×0.5+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料×0.25+17,500円
	支払った保険料の合計額	控除額（小数点以下切り上げ）																				
①平成24年 1月1日以降に 締結した契約 (新契約)	12,000円以下	支払保険料の全額																				
	12,000円超32,000円以下	支払保険料×0.5+6,000円																				
	32,000円超56,000円以下	支払保険料×0.25+14,000円																				
	56,000円超	28,000円（限度額）																				
②平成23年 12月31日以前 に締結した契約 (旧契約)	15,000円以下	支払保険料の全額																				
	15,000円超40,000円以下	支払保険料×0.5+7,500円																				
	40,000円超70,000円以下	支払保険料×0.25+17,500円																				
	70,000円超	35,000円（限度額）																				
6	地震保険料控除	要件	①本人または生計を同じにする配偶者やその他の親族の有する家屋や生活用動産を保険の目的とし、かつ地震等によりこれらの資産について生じた損失の額を補填する保険金が支払われる損害保険契約について、保険料または掛金を支払った場合 ②本人または生計を同じにする配偶者やその他の親族の有する家屋や生活用動産を保険の目的とし、かつ保険期間が10年以上で満期返戻金のある損害保険契約（平成18年末までに契約したものに限り）について、保険料または掛金を支払った場合																			
		控除額	<p>地震保険料及び旧長期保険契約料のそれぞれについて以下の表に基づいて計算した金額の合計額（合計適用限度額25,000円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払った保険料の合計額</th> <th>控除額（小数点以下切り上げ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①地震保険料控除</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②旧長期損害保険料控除</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一枚の控除証明書に①・②の両方がある場合は、どちらか一方しか適用できません。</p>		支払った保険料の合計額	控除額（小数点以下切り上げ）	①地震保険料控除	50,000円以下	支払保険料×0.5	50,000円超	25,000円	②旧長期損害保険料控除	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超15,000円以下	支払保険料×0.5+2,500円	15,000円超	10,000円				
	支払った保険料の合計額	控除額（小数点以下切り上げ）																				
①地震保険料控除	50,000円以下	支払保険料×0.5																				
	50,000円超	25,000円																				
②旧長期損害保険料控除	5,000円以下	支払保険料の全額																				
	5,000円超15,000円以下	支払保険料×0.5+2,500円																				
	15,000円超	10,000円																				

所得控除の種類 (人的控除)		控除を受けるための要件と控除額						
7	配偶者控除 ・ 配偶者特別控除 (PIOで解説)	要件	配偶者控除：本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者（他の納税義務者の扶養親族または専従者を除く）の合計所得金額が48万円以下 配偶者特別控除：配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下					
		控除額	納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
			配偶者控除	配偶者区分		控除額		
				一般	33万円	22万円	11万円	
			老人	38万円	26万円	13万円		
			配偶者特別控除	配偶者合計所得		控除額		
				48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
				100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
				105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
				110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
				115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円		2万円				
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円					
133万円超	対象外							
※配偶者双方が配偶者特別控除の適用を受けることはできません。								
8	扶養控除	要件	本人と生計を同じにする親族で合計所得金額が48万円以下 (他の納税義務者の扶養親族または専従者を除く)					
		控除額	一般の扶養親族(16歳未満を除く)……………33万円 19歳以上23歳未満の親族(特定)……………45万円 70歳以上の親族(老人)……………38万円 同居で70歳以上の老親等(同居老親等)……………45万円 (本人または配偶者と同居している直系尊属に限る)					
9	障害者控除	要件	本人またはその同一生計配偶者やその他の親族が身体障害者手帳、療育手帳等や戦傷病者手帳等の交付を受けているか、寝たきり状態にある場合 ※特別障害者は①精神障害者保健福祉手帳1級②重度の知的障害者③身体障害者手帳1級・2級④戦傷病者手帳第3項症までの方⑤厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾の被爆者⑥寝たきりで複雑な介護を必要とする方のいずれかに該当する場合はいいです。					
		控除額	普通障害者……………26万円 特別障害者……………30万円 同居の特別障害者……………53万円(本人または本人の配偶者、本人と生計を同じにするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合)					
10	ひとり親控除 ・ 寡婦控除	要件	ひとり親控除：本人の合計所得金額が500万円以下であり、婚姻歴や性別に関わらず、ひとり親で生計を同じにする子(総所得金額等が48万円以下)を有する場合 寡婦控除：本人の合計所得金額が500万円以下であり、次の①または②に該当する女性 ①配偶者と死別、または配偶者が生死不明・未帰還 ②配偶者と離別し、子以外の扶養親族を有している					
		控除額	控除種別	扶養	死別	離別	未婚のひとり親	
			ひとり親控除	子	30万円	30万円	30万円	
11	勤労学生控除	要件	本人が学生・生徒で合計所得金額が75万円以下(給与収入で130万円以下)で、かつ給与以外の所得金額が10万円以下の場合					
		控除額	26万円					
		要件	本人の合計所得金額が2,500万円以下					
			控除額	本人の合計所得金額		控除額		
2,400万円以下		43万円						
2,400万円超2,450万円以下		29万円						
2,450万円超2,500万円以下		15万円						
2,500万円超		適用なし						
※ひとり親控除、寡婦控除のいずれにおいても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外とします。								

～特集～ 医療費控除

① そもそも、医療費控除とはなにですか？

一定以上の医療費がかかったことを考慮し、所得から一定の金額を差し引ける制度です。

② 医療費がたくさんかかったら、税金は戻ってきますか？

個人市・府民税の場合、原則として、税金が戻ってくるわけではありません。
医療費を申告することで、医療費がかかった翌年の個人市・府民税が軽減されます。

③ 10万円を超えていなかったら、医療費控除は申告できませんか？

申告できる場合があります。

- ・ 総所得金額等（P8参照）が200万円未満：総所得金額等の5%以上の医療費支払額があれば申告できます。
- ・ 総所得金額等が200万円以上：10万円を超える医療費支払額があれば申告できますか？

（例）給与収入が150万円の場合、医療費がいくら以上あれば申告できますか？

1. 収入を所得に換算する（換算の方法については、P5をご覧ください）

$$150 \text{ 万円} - 55 \text{ 万円} = 95 \text{ 万円}$$

2. 所得に5%を掛ける

$$95 \text{ 万円} \times 5\% = 47,500 \text{ 円}$$

47,500円を超える医療費支払額があれば申告できます。



④ 医療費控除で、いくら個人市・府民税が安くなりますか？

次の計算式で求められます。

$$\text{医療費支払額} - \text{保険金など、医療費を補填した金額（あれば差し引く）} -$$

$$\text{総所得金額等の5\%または10万円のいずれか低い方} = \text{医療費控除額（上限200万円）}$$

$$\text{医療費控除額} \times 10\% \text{（個人市・府民税の税率）} = \text{医療費控除で減額される個人市・府民税の金額}$$

※医療費控除によって減額されるのは所得割のみで、均等割の5,300円からは減額されません。

（例）③の例の場合で、医療費支払額が8万円の場合

$$80,000 \text{ 円} - 47,500 \text{ 円} = 32,500 \text{ 円}$$

32,500円が医療費控除額。

ここに10%を掛けた3,250円が、個人市・府民税の所得割から減額されます。

⑤ 医療費控除は年末調整で手続きできますか？

年末調整では手続きできません。ご自身で申告する必要があります。

医療費がかかった年に所得税が差し引かれていた方は、税務署で確定申告をすると所得税が戻ってくる場合があります。

所得税がかかっておらず、個人市・府民税のみがかかる方は、市役所で個人市・府民税申告をすると、翌年の個人市・府民税が軽減される場合があります。

⑥ 医療費の領収書を提出したら手続きできますか？

手続きできません。領収書は5年間ご自身で保管していただく必要があるため、市役所では受領することができません。代わりに、医療費の内訳を書面にまとめたもの（これを、「医療費の明細書」といいます）を提出していただきます。医療費支払額の内訳すべてを記入する必要はなく、支払った人と医療機関ごとにまとめて記入していただいで構いません。

⑦ 医療費控除の対象になるのはどのようなものですか？

治療にかかった費用です。予防や健康増進（⑧の「セルフメディケーション税制」では対象となる場合があります）、美容目的で行われるものは対象となりません。

■ 医療費の例

- 医師や歯科医師による診療・治療の対価
- 治療または療養に必要な医薬品の購入の対価
- 医師等による診療等を受けるための通院費

※電車等の公共交通機関が利用できない場合を除き、タクシー代は控除の対象には含まれません。

※自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金などは、控除の対象には含まれません。



■ このような場合は？

- 歯の治療はどこまでが医療費控除の対象となりますか？

一般的に支出される水準を著しく超える特殊なものは対象となりません。金やポーセレンは歯の治療材料として一般的に使用されているので、これらを使った治療は対象となります。また、歯列矯正については、発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするための治療については対象となりますが、美容目的に行われるものについては対象となりません。

- 人間ドックや予防接種は医療費控除の対象となりますか？

治療ではないため、対象となりません（⑧の「セルフメディケーション税制」では対象となる場合があります）。ただし、人間ドックの診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き一定の治療、特定保健指導などを受けたときには対象となります。

⑧ セルフメディケーション税制とはなにですか？

スイッチ OTC 医薬品を活用することで、自分で自分の健康を管理すること（セルフケア）を国として推進しようとするものです。軽度な身体の不調は自分で手当てをしたり、健診等で予防したりすることで、自分自身の健康に責任を持つことが目的です。セルフメディケーション税制を申請することで、次の計算式で求められる金額を所得から差し引くことができます。

$$\boxed{\text{スイッチ OTC 医薬品を購入した金額(上限 10 万円)}} - \boxed{\text{保険金など医療費を補填した金額}} - \boxed{12,000 \text{ 円}}$$

※令和3年度税制改正において、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、令和9年度課税まで5年延長されました。

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間の購入費が適用となります。

⑨ スイッチ OTC 医薬品とはなにですか？

かつては医師に処方された場合のみ使用することのできる医療用医薬品であったが、長期間の使用実績がある、比較的副作用が少なく安全性が高いなどの要件を満たして認可を受けたため、薬局などで販売できるようになった医薬品のことをいいます。対象はレシートにその旨が記載されます。

⑩ セルフメディケーション税制を受ける要件

次の要件をともに満たす必要があります。

- スイッチOTC医薬品を1年間に12,000円以上購入している
- 医薬品を購入した年に、健診等の一定の取り組みを行っている
(勤務先で実施する定期健康診断、市区町村が実施するがん検診や健康診査、特定健康診査(メタボ検診)または特定保健指導、保険者(健康保険組合等)が実施する健康診断(人間ドック、各種検診等)、インフルエンザ等の予防接種)
※任意に受診した全額自己負担の健康診査は含まれません。

⑪ 医療費控除とセルフメディケーション税制は、両方一緒に受けられるのですか？

どちらか一方しか受けられません。

医療費控除かセルフメディケーション税制か、どちらで申告手続きを行うかは、ご自身で選択いただきます。



5-2 税額控除

調整控除

個人市・府民税の税率は、平成18年度分まで、課税される所得金額に応じて5%・10%・13%の3段階に分かれていました。しかし、平成19年度に実施された国から地方への税源移譲にともない、個人市・府民税の税率は、所得金額にかかわらず一律10%（市民税6%、府民税4%）へと変更になりました。

個人市・府民税と所得税では人的控除に差があるため、変更後の税率をそのまま適用すると、所得税と個人市・府民税を合わせた税額は増えることとなります。そこで、次のとおり計算した金額を調整控除として差し引くことによって、税率変更前と比較して税額が増えないように調整しています。

■ 調整控除の計算式

- 個人市・府民税の課税所得金額が200万円以下の場合

$$\boxed{\text{(ア) か (イ) のいずれか少ない額}} \times \boxed{\text{市民税 3\% \cdot 府民税 2\%}} = \boxed{\text{調整控除額}}$$

- 個人市・府民税の課税所得金額が200万円超の場合

$$\boxed{\{ \text{(ア)} - (\text{個人市・府民税の課税所得金額} - 200 \text{万円}) \}} \times \boxed{\text{市民税 3\% \cdot 府民税 2\%}} = \boxed{\text{調整控除額}}$$

※{ }内の額が50,000円未満のときは、50,000円として計算します。

(ア) 人的控除額の差の合計額
 (イ) 個人市・府民税の課税所得金額

- 合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

■ 人的控除の種類と控除額の差

人的控除とは、本人や扶養親族など「人」にかかわる控除のことをいいます。

人的控除の種類		個人市・府民税と所得税の人的控除額の差		
納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得が 48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得が 50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
扶養控除	一般	5万円		
	特定	18万円		
	老人	10万円		
	同居老親	13万円		
障害者控除	普通障害者	1万円		
	特別障害者	10万円		
	同居特別障害者	22万円		
ひとり親控除	女性	5万円		
	男性	1万円		
寡婦控除		1万円		
勤労学生控除		1万円		
基礎控除（合計所得2,500万円以下）		一律5万円		

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅ローンを利用してマイホームを取得した、またはリフォームを行った場合、一定の要件を満たせば税額から金額が差し引かれます。個人市・府民税については、所得税で使用した控除に残額がある場合、適用となります。

① 住宅ローン控除を受けるためには？

- 取得・入居 1 年目 : 税務署での確定申告が必要です。
- 取得・入居 2 年目以降: 給与所得者は年末調整で控除が受けられます。



② 住宅ローン控除の計算

- 基本となる計算式

$$\boxed{\text{(ア)か(イ)のいずれか少ない額}} \times \boxed{\text{市民税 3/5・府民税 2/5}} = \boxed{\text{住宅ローン控除額}}$$

- 入居した年や住宅取得時の消費税率によって、控除額の計算が異なります。

A 平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月まで、又は令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月までに入居した場合（特別特例所得、特例特別特例取得を除く※条件の詳細は③へ）

(ア)所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で引ききれなかった額

(イ)所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額×5%

（限度額 97,500 円）

B 平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までに入居した場合

ただし、住宅の対価または費用の額に含まれる消費税率が 8% また 10% 以外であった場合は、上記にかかわらず A の計算式となります。

(ア)所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で引ききれなかった額

(イ)所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額×7%

（限度額 136,500 円）

③ 住宅ローン控除の適用期間

- 原則 10 年

- 以下の場合で消費税率が 10% の場合は控除期間が 13 年になります。

A 入居日が令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までのもの。（特別特定取得）

B 上記 A に該当するが新型コロナウイルスの影響で令和 2 年 12 月までに入居できず、以下の日付までに契約が締結されているもの。（特例取得）

① 注文住宅の新築: 令和 2 年 9 月

② 分譲住宅・既存住宅の取得、増改築等: 令和 2 年 11 月

C 入居日が令和 3 年から令和 4 年までで契約日が以下の場合（特別特例取得）

① 注文住宅の新築: 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

② 分譲・中古住宅の取得、増改築等: 令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで

D 上記 C に該当し、床面積が 40 m²以上 50 m²未満の場合（特例特別特例取得）

※合計所得金額が 1000 万円以下の年のみ

E 入居日が令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月までで以下の住宅を取得した場合。

① 新築等の認定住宅等

② 新築等のその他の住宅で入居日が令和 5 年 12 月までの場合

④ 令和4年度税制改正による変更点

- 令和4年から令和7年までの入居の場合の控除額の計算方法が前述の通り定められました。
また合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件が40㎡以上に緩和されました。
- 控除対象者の合計所得金額の要件が3,000万円から2,000万円へ引き下げられました。

配当控除

総所得金額のなかに配当控除の対象となる配当所得がある場合は、その配当所得に次の表の控除率を乗じた金額が控除されます。なお配当控除は総合課税(P8参照)の課税方式を選択した場合にのみ適用されます。

		区分	市民税	府民税	
配当控除	利益の配当等	課税総所得金額の1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%	
		課税総所得金額の1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	
	証券投資信託等の収益の分配にかかるもの	外貨建等証券投資信託以外にかかるもの	課税総所得金額の1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
			課税総所得金額の1,000万円超の部分	0.4%	0.3%
		外貨建等証券投資信託にかかるもの	課税総所得金額の1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
			課税総所得金額の1,000万円超の部分	0.2%	0.15%

配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等にかかる配当所得等や特定口座内の株式等の譲渡所得は、通常、申告をしなくとも上場株式等にかかる配当所得等や特定口座内の株式等の譲渡所得の5%の金額が個人市・府民税として源泉徴収されます。そのため申告は不要ですが、配当控除等を受けるために申告をすることも可能です。

ただし、申告をした場合にそのまま税額を計算してしまうと、源泉徴収された金額と合わせて個人市・府民税が二重に徴収されることとなってしまいます。そのため、源泉徴収された金額を、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除として個人市・府民税から差し引きます。

■ 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の計算式

$$\boxed{\text{配当割額・株式等譲渡所得割額 (税率5\%)}} \times \boxed{\text{市民税 } 3/5 \cdot \text{府民税 } 2/5} = \boxed{\text{配当割額・株式等譲渡所得割額の控除額}}$$

■ 上場株式等にかかる配当所得等や株式等の譲渡所得を申告する場合の注意点

申告した所得の金額は、合計所得金額に足し合わされます。したがって、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の金額に影響する場合があります。

寄附金税額控除

次に該当する寄附をした場合、税額から一定の金額が差し引かれます。

- A 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- B 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金（八尾市の場合は、大阪府共同募金会です。）
- C 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金（八尾市の場合は、日本赤十字社大阪府支部です。）
- D 所得税の控除対象寄附金のうち、大阪府または八尾市が条例で指定した寄附金

■ 寄附金控除の計算

(ア) と (イ) を合算した金額が税額から差し引かれます。

※寄附金の支払合計額については総所得金額等の 30% を限度とします。

※ (イ) は A の都道府県・市区町村に対する寄附金がある場合のみ控除 (個人市・府民税所得割額の 2 割が限度) します。

(ア) 基本控除額

$$(\text{寄附額の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \boxed{\text{市民税 } 6\% \cdot \text{府民税 } 4\%}$$

(イ) 特例控除額 (ふるさと納税をしたときのみ控除)

$$(\text{都道府県・市区町村に対する寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021) \\ \times \boxed{\text{市民税 } 3/5 \cdot \text{府民税 } 2/5}$$

～特集～ ふるさと納税



① ふるさと納税のしくみ

寄附額から 2,000 円を引いた金額を、所得税と個人市・府民税から減額できます。
ただし、上限金額を超えた場合はこの限りではありません。

(例) 10,000 円ふるさと納税をした。

⇒所得税と個人市・府民税の両方から、合計で 10,000 円 - 2,000 円 = 8,000 円が減額されます。

■ ふるさと納税の計算

(例) 10,000 円ふるさとを納税したとき (寄附額の上限を超えておらず、所得税の税率が 5% の場合)

- 所得税から差し引きされる金額

$$(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 5\% (\text{所得税の税率}) \times 1.021 (\text{復興特別所得税}) \\ = 409 \text{ 円 (小数点以下切り上げ)}$$

- 個人市・府民税から差し引きされる金額 (計算式は上記をご覧ください。)

基本控除額

$$\text{市民税 } (10,000 \text{ 円 (寄附額の合計)} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 480 \text{ 円}$$

$$\text{府民税 } (10,000 \text{ 円 (寄附額の合計)} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 320 \text{ 円}$$

$$\text{合わせて } 480 \text{ 円} + 320 \text{ 円} = 800 \text{ 円}$$

特例控除額

$$\text{市民税 } (10,000 \text{ 円 (都道府県・市区町村に対する寄附金)} - 2,000 \text{ 円}) \times \\ (90\% - 5\% (\text{所得税の税率} \ast) \times 1.021) \times 3/5 = 4,075 \text{ 円}$$

$$\text{府民税 } (10,000 \text{ 円 (都道府県・市区町村に対する寄附金)} - 2,000 \text{ 円}) \times \\ (90\% - 5\% (\text{所得税の税率} \ast) \times 1.021) \times 2/5 = 2,717 \text{ 円}$$

$$\text{市民税と府民税を合わせて、} 4,075 \text{ 円} + 2,717 \text{ 円} = 6,792 \text{ 円}$$

$$\text{基本控除額と特例控除額を合わせて、} 800 \text{ 円} + 6,792 \text{ 円} = 7,592 \text{ 円}$$

所得税で 409 円、個人市・府民税で 7,592 円、合計 8,001 円が減額されます。よって、おおよそ寄附額から 2,000 円を引いた金額が、所得税と個人市・府民税合わせて減額されていることがわかります。

※特例控除額における所得税の税率は、個人市・府民税の課税される所得金額から人的控除額の差 (P16 参照) を差し引いた金額により求めた所得税の税率です。したがって、実際の所得税の税率とは異なる場合があります。

ふるさと納税の上限額の計算については、個人市・府民税申告支援サービスをご活用ください。
個人市・府民税申告支援サービスについては P26 をご覧ください。



② ワンストップ特例とは？

ふるさと納税した金額を自分で申告することなく手続きでき、所得税での減額分も合わせて、個人市・府民税からまとめて減額することができる制度です。

(例) 10,000 円ふるさと納税をしたとき

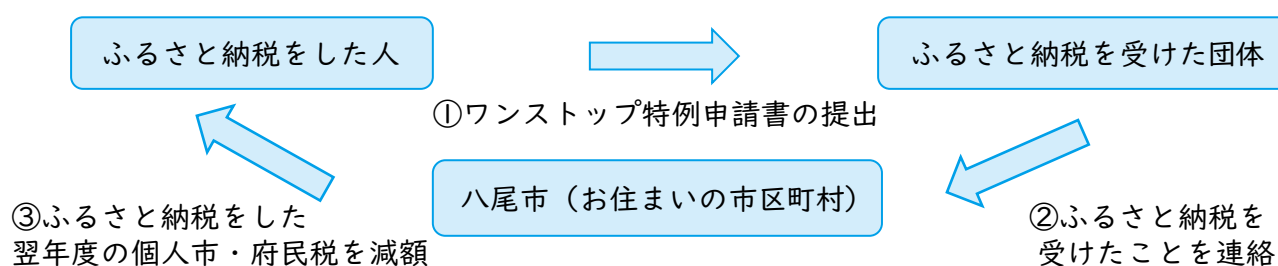
通常なら、所得税と個人市・府民税の両方から、合計で 10,000 円 - 2,000 円 = 8,000 円を減額できますが、ワンストップ特例の場合、8,000 円全額が個人市・府民税から減額されます。

■ ワンストップ特例を申請するための条件

次の要件をともに満たす必要があります。

- 確定申告や市民税・府民税申告を行っていないこと
- ふるさと納税先の自治体の数が 5 以下であること

■ ワンストップ特例の流れ



■ がんばれ八尾応援寄附金について

八尾市では、八尾のまちづくりを応援したいというみなさまの善意を市政に活かすことができるよう、「がんばれ八尾応援寄附金」を設けています。個人の方から寄附をしていただいた場合には、ふるさと納税制度による寄附金控除の対象となります。

寄附金の活動分野は、下記よりお選びいただけます。			
地域安全・安心のまちづくり	災害支援	文化振興	市民活動支援
地域福祉推進	子ども育成支援	産業振興	八尾河内音頭まつり
緑化推進	桜の維持管理	公共施設整備	教育推進
奨学制度充実	図書館資料充実	観光魅力創造	市長におまかせ

「がんばれ八尾応援寄附金」についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

財政部 財政課 債権管理室

電話：072-924-3949

メールアドレス：saikenkanri@city.yao.osaka.jp

6. 個人市・府民税の計算方法について

個人市・府民税の計算の流れを具体的にご説明します。

第1章にもあるとおり、個人市・府民税の計算の流れは次のとおりです。

1. 各収入を各所得に換算する
2. 各所得を合計する
3. 合計した所得から所得控除を引く
4. 税率（市民税6%、府民税4%）を掛ける
5. 税額控除を引く
6. 均等割（市民税3,500円、府民税1,800円）を足す

（例）収入：給与収入150万円

所得控除：社会保険料控除1万円

生命保険料控除2万円（旧生命保険料25,000円）

基礎控除43万円

税額控除：調整控除2,500円（市民税1,500円 府民税1,000円）の場合

1. 収入を所得に換算する
 $150\text{万円} - 55\text{万円} = 95\text{万円}$
2. 各所得を合計する
今回は給与所得のみのため、95万円が合計所得。
年金、給与、営業など、複数の収入がある場合は、
収入の種類ごとに所得に換算し、各所得を合計する。
3. 所得から所得控除を引く
 $95\text{万円} - (1\text{万円} + 2\text{万円} + 43\text{万円}) = 49\text{万円}$
4. 税率を掛ける
 $49\text{万円} \times 6\%$ （市民税の税率）= 29,400円
 $49\text{万円} \times 4\%$ （府民税の税率）= 19,600円
5. 税額控除を引いて、所得割を算出する
 $29,400\text{円} - 1,500\text{円} = 27,900\text{円}$ 27,900円が市民税所得割額。
 $19,600\text{円} - 1,000\text{円} = 18,600\text{円}$ 18,600円が府民税所得割額。
6. 均等割額（市民税3,500円、府民税1,800円）を所得割額に足す
 $27,900\text{円} + 3,500\text{円} = 31,400\text{円}$ 31,400円が市民税額
 $18,600\text{円} + 1,800\text{円} = 20,400\text{円}$ 20,400円が府民税額
 $31,400\text{円} + 20,400\text{円} = 51,800\text{円}$ 年税額は51,800円

収入を所得に
換算する方法は
P5をチェック！

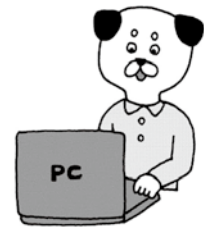


7. 個人市・府民税の納め方

給与所得者や年金受給者、個人事業主の場合など、それぞれ支払い方法が異なります。

※給与・年金収入にかかる税額は、P2にあるとおり、給与や年金から差し引きして納める特別徴収の方法により納めていただきます。そのため、原則としてご自身で徴収方法を選択いただくことはできません。

従業員の個人市・府民税を給与から差し引き、市区町村へ納付する事業主のことを「特別徴収義務者」といいます。



7-1 給与所得者の場合

① どのようにして納めますか？

通常、毎月給与から個人市・府民税が天引きされます。

天引きされた個人市・府民税は事業所がとりまとめて市区町村に納付します。

② 毎月いくら引かれますか？期間はいつまでですか？

- 年間の税額を12か月（※）で割って、1か月あたりの税額を決定します。端数が出た場合は最初の月で引きます。
- ※年の途中で給与天引きが開始される場合は、残りの支払い月数
- 6月から天引きが開始され、翌年の5月で終了します。

(例) 令和5年度の年税額が12万円の場合

⇒令和5年6月から令和6年5月まで、毎月1万円ずつ給与から引かれる。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	12万円
12月	1月	2月	3月	4月	5月	
1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	

③ 年の途中で退職した場合はどうなりますか？

最後の給与から一括で天引きするか、退職後に市からご自宅に届く納付書で納めることになります。

(例1) 令和5年度の年税額が12万円の人が8月で退職し、最終給与から個人市・府民税を一括で天引きするとき

⇒最後の8月の給与で残りの9か月分の9万円と8月分の1万円をまとめて納める。

6月	7月	8月	合計
1万円	1万円	10万円(8月分の1万円+9~5月の9万円)	12万円
9月~5月			
8月に9万円を納付済み。納付書で納める税額はない。			

(例2) 令和5年度の年税額が12万円の人が8月で退職し、残った税額を納付書で納めるとき

⇒令和5年6月から8月までの3か月間の3万円は給与から個人市・府民税が引かれる。

令和5年9月から令和6年5月までの9か月間の9万円は納付書で納める。

6月	7月	8月	合計
1万円	1万円	1万円	12万円
9月~5月			
残り9万円は自身で納付書にて納める			

■ 特別徴収は大阪府と府内すべての市町村で徹底されています

事業主が従業員の給与から個人市・府民税を差し引きして納める方法のことを特別徴収といいます。特別徴収には、個人で納付する場合と比較して納め忘れが少ない、1回あたりの納付負担が少ない（個人で納付する場合は年4回であるのに対し、特別徴収は年12回）といったメリットがあります。

7-2 公的年金があり、65歳以上の場合

① どのようにして納めますか？

公的年金に対して発生した個人市・府民税は、65歳以上の場合、通常、偶数月に公的年金から差し引かれ、年金機構等がとりまとめて市区町村に納めます（介護保険料が年金から引き落としされていない場合などを除く）。

② 公的年金から差し引きできるのは、公的年金に対して発生した税額のみです。

給与や営業など、ほかの所得に対して発生した税額は年金から差し引きできません。

③ 公的年金からの個人市・府民税の差し引き方法は、大きく二つに分かれます。

■ 年金天引きが開始された初年度や、前年の途中で年金天引きが止まった場合

- 4月・6月・8月は年金からの引き落としではなく、自身で納付書にて納めます。
- 10月・12月・2月は年金から差し引きされます。

(例) 公的年金に対する税額が6万円のとき

6月・8月

税額の半分の3万円を納付書で納めます。

10月・12月・2月

もう半分の3万円は10月・12月・2月で1万円ずつ年金から引かれます。

徴収区分	納付・天引き月	年金からの天引き額
普通徴収	令和5年6月	年金から天引きなし。半分の3万円 (6月、8月で15,000円ずつ)を納付書で納める。
	令和5年8月	
特別徴収	令和5年10月	年金から1万円天引き
	令和5年12月	年金から1万円天引き
	令和6年2月	年金から1万円天引き
合計		6万円

■ 前年度から引き続いて公的年金から差し引きする場合

- 4月・6月・8月は前年度の公的年金に対する税額の1/2を3回に等分した金額（つまり前年度の公的年金に対する税額の1/6の金額）を差し引きします。
- 10月・12月・2月は今年度の税額から前半で差し引いた残りを引きします。

(例) 公的年金に対する税額が前年度は6万円、今年度は12万円のと き

4月・6月・8月 前年度の税額は6万円であるため、その1/2の金額は3万円です。これを4月・6月・8月の3回で分けると、3万円÷3で1万円ずつとなります。

10月・12月・2月 令和5年度の公的年金に対する税額は12万円なので、残りは12万円－3万円＝9万円。9万円÷3回（10月・12月・2月）で3万円ずつ天引きとなります。

10月から年金からの天引き額が増加したと感 じる場合があるのは、このような仕組みのためです。

※年金からの天引き額に端数が出た場合、4月・6月・8月であれば4月、10月・12月・2月であれば10月で徴収します。

徴収区分		天引き月	年金からの天引き額
特別徴収	仮徴収	令和5年4月	1万円
		令和5年6月	1万円
		令和5年8月	1万円
	本徴収	令和5年10月	3万円
		令和5年12月	3万円
		令和6年2月	3万円
合計			12万円

前年度の税額6万円×1/6＝1万円ずつを4月・6月・8月に天引き。合わせて3万円。

令和5年度の年税額は12万円なので、残りは12万円－（前半で天引きした3万円）＝9万円。9万円÷3＝3万円ずつ天引き

7-3 個人事業主の場合や、給与・年金所得者以外の場合

どのようにして納めるのですか？

- ご自宅あてに市区町村から納付書が届き、金融機関やコンビニ等で納めます。
 - 年税額を4回に分け、6月末、8月末、10月末、1月末の納期限で納めます。
- ※端数が出た場合、6月末の納期限分で徴収します。

(例) 4万円の年税額を納付書で納めるとき

⇒年税額4万円を4回に分け1万円ずつ納める。

6月末	8月末	10月末	1月末	合計
1万円	1万円	1万円	1万円	4万円



8. 申告について

申告が必要かどうかは所得の種類によって異なります。

8-1 ケースごとに確認！申告の必要性

① 給与所得者の場合

お勤め先が市役所へ給与支払い額の報告を行う義務を負っているため、基本的にはご自身での申告の必要はありません。ただし、複数の事業所で働いていた場合や、給与以外の所得がある場合、年の途中で退職したなどの理由で年末調整が行われなかった場合は、申告を行う必要があります。また、年末調整で手続きした内容とは別に、新たに扶養親族や生命保険料など、控除の対象となるものを追加で申請する場合や、医療費控除など、年末調整で手続きできないものがある場合も、ご自身で申告を行う必要があります。

② 公的年金所得者の場合

年金機構が市役所へ年金金額の報告を行うため、基本的にはご自身での申告の必要はありません。ただし、個人年金など、公的年金以外の所得がある場合は申告を行う必要があります。また、年金の源泉徴収票の内容とは別に、扶養親族や生命保険料、医療費支払額など、控除の対象となるものを追加で申請する場合は、ご自身で申告を行う必要があります。なお、遺族年金や障害年金は課税される所得ではありません。

③ 個人事業主の場合

ご自身で申告を行う必要があります。

④ 所得がなかった方の場合

申告の義務はありませんが、健康保険料の算定等に影響を与える場合があるため、申告していただくことをお勧めしています。また、市民税・府民税証明書を取得する場合にも申告が必要です（八尾市に居住する人の同一生計配偶者・扶養親族・専従者である場合はこの限りではありません）。

8-2 申告に関する疑問

① いつ申告したらいいですか？

毎年2月16日から3月15日（休日にあたる場合はその翌日）までが受付期間です。

② 申告期間を過ぎたら申告できませんか？

できる場合があります。ただし、税額への反映が遅くなる場合があります。
申告期限は原則として3年間ですが、税額を減額させる申告の場合は5年間です。

③ 申告したら税金が安くなりますか？

医療費支払額やふるさと納税、生命保険料など、控除の対象となるものを申告すれば、個人市・府民税が減額されたり、所得税が還付されたりする場合があります。

④ 税務署か市役所か、どこで申告したらいいですか？

所得税を追加で納める必要があったり、所得税が戻ってきたりと、申告をすることで所得税の金額に変動がある場合、基本的には税務署での申告、所得税の金額に変動がない場合は市役所での申告となります。

例外として、公的年金収入の金額が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の方については、所得税を追加で納める必要がないため、所得税の還付を受けられる方以外は税務署で申告する必要はありません。ただし、③のとおり、控除の対象となるものを申告して個人市・府民税を減額する場合は、市役所で申告をする必要があります。なお、税務署に提出した確定申告書のデータは市役所へ回送されるため、税務署で申告をした方は、市役所で申告する必要はありません。

■ 個人市・府民税申告支援サービスの利用について

八尾市公式ホームページ上の「個人市・府民税申告支援サービス」システムを利用して必要項目を入力することで、税額の計算などができます。

- ・ 個人市・府民税の試算
- ・ 個人市・府民税申告書の作成
- ・ ふるさと納税上限額の試算

[八尾市 個人市・府民税申告支援サービス](#) で検索してください。
(ご利用にはインターネット環境が必要です。)

個人市・府民税の申告書が
パソコンで楽々作成できます！
作成いただいた申告書は、
印刷してご提出ください。



9. 税制改正について

令和5年度課税（令和4年所得分）、令和6年度課税（令和5年所得分）に係る税制及び関連法令の改正について、抜粋して解説します。

9-1 令和5年度課税(令和4年所得分)から適用される主な改正

- 民法改正に伴う未成年者の年齢引き下げ
 - ・ 個人住民税非課税判定における未成年者の年齢も引き下げとなります。（P7 参照）
- 令和4年度税制改正
 - ・ 住宅ローン控除の適用期限の延長等（P17、P18 参照）
- 令和3年度税制改正
 - ・ セルフメディケーション税制の見直し（P14、P15 参照）

9-2 令和6年度課税(令和5年所得分)から適用される主な改正

- 令和4年度税制改正
 - ・ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し
上場株式等の配当所得等については、個人住民税と所得税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和5年所得分以降は課税方式を所得税と一致させることとなりました。
- 令和2年度税制改正
 - ・ 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し
国外に居住する方は、一定の要件のもと国内に居住する納税義務者の扶養親族とすることができます。令和5年分以後の所得に係る住民税（令和6年度課税以降）につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる方を除く30歳以上70歳未満の方について、扶養控除の対象にしないこととなります。

国外扶養控除の対象となる者

- (ア) 16歳以上30歳未満又は70歳以上の方 (イ) 留学により国外居住者となった方
(ウ) 障害者 (エ) 納税義務者から年間38万円以上の生活費や教育費を受け取っている方
※ 扶養控除を受けるためには、以下の書類及びその日本語訳をご準備いただく必要があります。

- ・ 親族関係書類：(ア)～(エ)
納税義務者との親族関係が確認できる書類
- ・ 送金関係書類
課税年度の前年中各扶養親族それぞれに以下の金額の送金をしたことが確認できる書類
(ア)～(ウ)：1円以上
(エ) ：38万円以上
- ・ 留学ビザ等書類：(イ)
外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格を持つことを証する書類

改正に伴い国外扶養親族の対象とならない者

- (オ) 上記(イ)～(エ)の要件を満たさない30歳以上70歳未満の方

10. 市民税・府民税証明書について

「市民税・府民税証明書」は個人市・府民税についての証明書であり、「課税（非課税）証明書」や「所得証明書」と表現されることもあります。

10-1 証明書の取得の仕方

■ 窓口で取得する場合

手続きのできる方	本人、同居の親族又は代理人（代理人の場合は委任状が必要）
必要なもの	申請者の本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）
受付時間	午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝、年末年始は除く）
手数料	1通300円
受付場所	市民税課（市役所本庁2階②番窓口）・各出張所

※市民の皆さまの個人情報を保護するため、証明書交付時に本人確認を行っています。
本人確認書類をご提示いただけない場合は、証明書を交付することができません。

■ コンビニエンスストア及び本庁設置のマルチコピー機で取得する場合

ICチップ付きマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア及び本庁1階に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）で証明書を受け取ることができます。

手続きのできる方	八尾市内に住民登録があり、利用者証明用電子証明書（4ケタの暗証番号）を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方（15歳以上の方）
利用時間	午前6時30分から午後11時まで （12月29日から1月3日まで、メンテナンス日を除く） ※本庁設置のマルチコピー機は開庁時間中にご利用いただけます。
手数料	1通200円（他の取得方法よりも安く受け取ることができます）
利用できる場所	市役所 本庁1階市民課①番窓口横
	コンビニ ・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・ミニストップ 等 ※八尾市内だけでなく日本全国のコンビニ店舗でご利用できます。

■ 郵送で請求する場合

申請者が本人の場合は、郵送で請求することができます。証明書の送付先はご本人様の自宅です。委任状があっても代理申請はできません。次のA、B、C、Dを同封のうえ、市民税課へ郵送してください。

A) 申請書(便箋等に次の①～⑨の内容を記入してください。)

①氏名 ②認印(自署でない場合) ③生年月日 ④住所(転出されている場合は現住所も)
⑤電話番号(日中の連絡先) ⑥使用目的 ⑦提出場所

⑧証明の年度(何年中の所得分) 例: 令和5年度課税(令和4年中の所得分) ⑨必要枚数

※申請書の様式をホームページ(<https://www.city.yao.osaka.jp/0000004386.html>)からダウンロードすることもできます。

B) 本人確認書類の写し[運転免許証(両面コピー)、パスポートなど]

C) 返信用封筒(住所・氏名を記入して、下記を参考に送料分の切手を貼ってください。)

1～4通: 84円 5～9通: 94円(長形3号(120×235ミリ)封筒を使用の場合)

※郵送料については変更になる可能性があります。

D) 手数料分の定額小為替 1通 300円 (ゆうちょ銀行、郵便局で購入してください。)

※手数料については変更になる可能性があります。

■ 電話予約サービスを利用する場合

平日の開庁時間内に窓口へ来られない場合、あらかじめ電話で予約することにより、平日の時間外や土日祝日に証明書を受け取ることができます。

手続きのできる方	本人または同居の親族 ※委任状があっても、代理人による手続きはできません。
電話予約受付時間	平日午前8時45分から午後4時30分まで (土日祝、年末年始は除く)
交付時間	平日の午後5時15分から午後10時まで 土日祝日の午前9時から午後10時まで (年末年始含む)
交付場所	八尾市役所管理センター
必要なもの	受け取る方の本人確認書類 (運転免許証やパスポートなど)
手数料	1通 300円

10-2 市民税・府民税証明書に関する疑問

① 令和5年の途中で八尾市に引っ越してきました。

令和5年度の市民税・府民税証明書は八尾市で発行してもらえますか？

いいえ。市民税・府民税証明書は、必要な年度の1月1日にお住まいの市区町村で発行しています。そのため、令和5年度 (令和4年中の所得分) の証明書であれば、令和5年1月1日の住所地の市区町村で発行することになります。

② 証明書はすぐに発行してもらえますか？

八尾市への収入の申告がなく、どなたかの同一生計配偶者・扶養親族にもなっていない場合は、証明書の発行はできません。その場合は、窓口で収入の申告をしていただき、その後に証明書を発行することになりますので、時間がかかる場合があります。

③ 代理人でも証明書は発行してもらえますか？

同居の親族の方の場合は、来庁される方の本人確認書類をご持参いただければ交付させていただきます。同居でない親族の方や、それ以外の方が来られる場合は、本人確認書類のほかに委任状が必要です。委任状の様式は市民税課ホームページ (<https://www.city.yao.osaka.jp/0000004385.html>) からダウンロードできますので、ご利用ください。

④ 証明書は出張所の窓口でも発行してもらえますか？

はい。出張所の窓口でも発行できます。

⑤ 引っ越しをして、現在八尾市に在住していません。

マイナンバーカードで市民税・府民税証明書を取得することはできますか？

いいえ。マイナンバーカードで市民税・府民税証明書を取得できるのは、八尾市に住民登録がある方のみとなります。現在八尾市にお住まいでなく、開庁時間内に来庁することができない場合は、郵送または電話予約サービスでも取得が可能ですので、ご利用ください。

11. 個人市・府民税のよくある質問 Q&A

Q1 個人市・府民税って、年収いくらまでならかかりませんか？
また、学生や未成年者でも個人市・府民税はかかりますか？

A 給与収入のみで同一生計配偶者・扶養親族がない場合、100万円以下であれば個人市・府民税はかかりません。これは学生も同様ですが、学生の場合は給与収入130万円以下で、給与以外の所得が10万円以下の場合、26万円の勤労学生控除が適用されます。また未成年者は、給与収入のみの場合、2,043,999円以下であれば個人市・府民税はかかりません。(P6、P7で解説しています)

Q2 扶養の範囲内で働きたいですが、いくらまでなら大丈夫ですか？

A 給与収入のみの場合、103万円以下であれば同一生計配偶者・扶養親族の範囲内です。(P9で解説しています)

Q3 保険の扶養と税金の扶養って同じですか？

A 別のものです。保険の扶養と税金の扶養は、切り分けて考える必要があります。

Q4 八尾市から転出しましたが、個人市・府民税はどうなりますか？

A 転出の有無にかかわらず、1月1日に住んでいた市にその年度の個人市・府民税を納めることとなります。(P2「どこに納めますか？」にも掲載しています)

Q5 医療費控除について知りたいです。

A P11、P13～P15に掲載しておりますので、ご参照ください。

Q6 ふるさと納税について知りたいです。

A P19、P20に掲載しておりますので、ご参照ください。

Q7 雑所得ってなにですか？昨年は公的年金しかなかったのですが・・・

A 雑所得とは、公的年金をはじめ、他の所得にあてはまらない所得を指します。よって、公的年金しか所得がなかった場合、年金と別に雑所得という所得があるというわけではなく、雑所得＝公的年金の所得金額となります。(所得の種類についてはP4に掲載しています)

Q8 昨年退職し、現在仕事をしていません。個人市・府民税は納めないといけないのですか？

A 個人市・府民税は、所得があった年の翌年に税額が決定します。
したがって、前年中に所得があれば、現在働いていなくても、前年中の所得に対してかかった個人市・府民税は納めていただくこととなります。
また、年の途中で退職された場合、年末調整がされていないので、ご自身で確定申告をしていただく必要があります。(P2「何をもとに、いつ決まりますか？」でも解説しています)

Q9 退職したら自宅に納付書が届きました。どうしてでしょうか？

A 退職や休職などで給与から差し引きできなかった残りの税額があった場合、ご自身で納付書にて払い込みをしていただくこととなります。そのために、ご自宅あてに納付書をお送りしております。
(P22 ③「途中で退職した場合はどうなりますか？」でも解説しています)

Q10 転職して勤務先が変わったのですが、自宅に個人市・府民税の納税通知書が届きました。新しい勤務先で天引きされているのではないのですか？

A 新たな勤務先での個人市・府民税の給与天引きを希望される場合は、会社の給与担当の方より市役所へ届け出をしていただく必要があります。納税通知書が届いたのであれば、その手続きが完了していないと想定されます。なお、納期限を過ぎた税額は給与からの天引きに支払い方法を変更することができませんので、ご自身で納付書にて払い込みをしていただく必要があります。

Q11 給与から個人市・府民税が天引きされているのですが自宅に納付書が届きました、または給与と年金から個人市・府民税が天引きされているのですが、二重に課税されているのですか？

A 給与以外の所得があった、または二か所以上で勤務していたということが考えられます。申告をしたときに、「自分で納付」を選択していた場合、その所得に対する個人市・府民税は、原則として、ご自身で納付書にて支払うこととなります。
また、65歳以上の場合、公的年金から差し引きできるのは、公的年金に対してかかった税額のみです。給与など、他の所得に対してかかった税額は差し引きできません。よって、給与・年金それぞれに対してかかった税額を、別の支払い方法で分けて納めることとなる場合があります。二重課税ではありません。(P22～P24 7「個人市・府民税の納め方」でも解説しています。)

Q12 個人市・府民税の減免制度はありますか？

A 下記の理由等により府民税・府民税（個人）の納付が困難であると認められる人に限り、申請により減免できる場合があります。
詳細は市民税課までお問い合わせください。ただし、納期限までに申請が必要ですのでご注意ください。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている人
- (2) 会社都合の解雇等により失業し現在も失業中である人
- (3) 失業者ではなく所得が前年より著しく減少した人
- (4) 公的援助（就学援助・国保一部負担金の軽減）を受けている人
- (5) 災害により被害を受けた人 など



法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や店舗等を有する法人や、法人でない社団等で収益事業を行う団体に課税されるもので、収益の有無に関係なく納めていただく「均等割」と収益に応じて算定される法人税額(国税)を基礎とした「法人税割」の2種類の税額で構成されています。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所・店舗等がある法人	○	○
市内に事務所はないが、寮(宿泊所等)がある法人	○	—

12. 法人市民税額の計算方法

① 法人税割

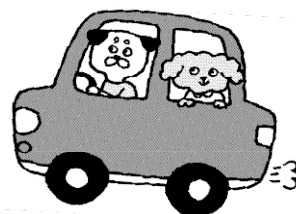
令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、八尾市の法人税割額の税率は下表のとおり変更となっております。

適用区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
税率	14.7%	12.1%	8.4%

法人税割は国税である法人税額に上記の税率を掛けて決まります。法人税額が発生しない場合は、法人税割は課税されません。

$$\text{法人税割額} = \text{千円未満を切り捨てた法人税額} \times \text{税率(上表の通り)}$$

なお、2以上の市町村に事務所または事業所を有する場合は、法人税割額の課税標準となる法人税額を従業員の数によって市町村ごとに扮分して計算します。



② 均等割

事業年度末に市内の事務所等で働く従業員数と資本金等の額（※）で決まります。

従業員数 資本金等の額※	50人超	50人以下
50億円超	300万円	41万円
10億円を超え50億円以下	175万円	41万円
1億円を超え10億円以下	40万円	16万円
1,000万円を超え1億円以下	15万円	13万円
1,000万円以下	12万円	5万円

（※）平成27年4月1日以後に開始する事業年度については「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額が資本金等の額になります。

当該事業年度中において市内に事業所等を有していた月数が12ヶ月に満たない場合は以下の計算式となります。

$$\text{均等割額} = \text{均等割の税率（年額）} \times \text{事業所等を有していた月数} \div 12 \text{（100円未満の端数切捨て）}$$

事業所等を有していた月数が例えば20日など1月に満たない場合は1月と、また、2ヶ月と10日など1月を超えて端数が出た場合は端数切捨てとなり2月となります。



以上、「①法人税割額」と「②均等割額」を合計した金額が「法人市民税」の税額となります。
 決算月翌月の中旬に確定申告書をお送りします（大法人を除く）ので、事業年度末から2ヶ月以内に確定申告書の提出と納税をお願いします。

13. 法人市民税に関する届出について

法人が八尾市内に事業所を設置した場合や本店所在地が変更した場合等、何らかの変更が生じた場合には、市役所に異動届（又は設立・開設届）を提出していただく必要があります。届出の用紙は、市民税課または八尾市ホームページ（<https://www.city.yao.osaka.jp/0000001769.html>）より入手できます。

必要添付書類

異動内容	添付書類
法人の設立・開設 本店所在地（他市町村→八尾市）の変更	登記事項証明書(写)、定款(写)
商号・代表者・資本金の変更、法人の解散 本店所在地（八尾市→他市町村）の変更	登記事項証明書(写)
事業年度の変更	定款(写)または議事録(写)
閉鎖、休業	なし

14. 法人市民税のよくある質問 Q&A

Q1	事務所、事業所（以下、事務所等）または寮等とはどのようなものですか？
A	事務所等とは事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。寮等とは、寮、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜をはかるために常時設けられている施設をいいます。どちらも、それが自己の所有に属するものであるか否かを問いません。
Q2	本店の登記は八尾ですが、実際の事業所は他市にあります。八尾市で事業を行っていない場合、八尾市で法人市民税は課税されるのでしょうか？
A	八尾市で事業を行っていない場合、法人市民税は課税されません。異動届の備考欄に「本店は登記のみ」という旨と実際の事業所の所在地をご記入の上、ご提出ください。
Q3	納付書を書き間違えてしまいました。どうしたらいいですか？
A	必ず新しい納付書にご記入の上、納付をお願いします。納付書は市民税課にお問合せいただいた後、郵送させていただくか、八尾市ホームページ (https://www.city.yao.osaka.jp/0000008344.html) からでもダウンロードできます。
Q4	他市町村の事業所の開設や閉鎖をした場合、八尾市に異動届を提出しないといけませんか？
A	他市の場合は、八尾市に異動届の提出は不要です。 該当する市町村に届出をしてください。
Q5	法人市民税の申告期限や納付書の納期限が過ぎた場合について教えてください。
A	申告書を直ちに市民税課に提出してください。また、納付書の納期限が過ぎた場合は納税課(072-924-3824)にお問合せください。
Q6	八尾市内にNPO法人を設立しましたが、収益事業を行う予定はありません。届出は必要ですか？
A	届出していただく必要があります。詳しくは市民税課にお問合せください。

軽自動車税

15. 軽自動車税の税率、税額

15-1 環境性能割

令和元年10月1日から、自動車取得税（府税）に代わり、自動車の燃費性能等に応じて自動車の購入時に納付する「環境性能割」が導入されました。新車・中古車を問わず購入価格が50万円を超える車両が対象です。これに伴い、軽自動車分の環境性能割は市税となりますが、当分の間は大阪府が賦課徴収を行います。

■ 軽自動車税（環境性能割）の税率 ※乗用車の場合

区分	自家用	営業用
電気軽自動車等（ア）	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車（イ）	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車（イ）	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車（イ）	2.0%	1.0%
上記以外	2.0%	2.0%

（ア）電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%低減達成車）をいいます。

（イ）「電気自動車」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります。

15-2 種別割

「種別割」は、毎年4月1日現在、軽自動車や原動機付自転車等を所有（登録）している方に課税されるものです。納期限は、5月31日（休日の場合は翌日または翌々日）です。

■ 原動機付自転車、二輪の軽自動車・小型自動車、小型特殊自動車の税額

税額（年税額）		
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下） （側車付のもの、被けん引用も含む）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■ 四輪以上及び三輪の軽自動車の税率と税額（年額）

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両から新税率が適用されています。また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成28年度から新税率の概ね20%が重課税として新税率に加算されています。

※電気自動車、ガソリンハイブリッド自動車などを除く。

税額(年税額)					
車種			平成27年3月31日 までに最初の新規検査を 受けた車両	平成27年4月1日 以降に最初の新規検査を 受けた車両	重課税率対象の車両 (最初の新規検査から 13年を経過したもの)
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪 以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

重課税率の適用年度については、次の通りです。

軽自動車税（種別割） 重課税率適用年度 早見表	
初期検査年月（車検証に記載）	重課税率適用年度
平成14年以前	平成28年度～
平成15年～平成16年3月（注1）	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度～
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度～
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度～
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度～

（注1）…車検証の初度検査年月は、平成15年10月14日以前に登録された車両については、月が記載されていないものがあるため、平成15年以前の初度検査の月は12月と読み替えます。

■ グリーン化特例（軽課）について

令和3年度税制改正に伴い、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて軽自動車税（種別割）のグリーン化特例が2年延長され、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪等（新車に限る）は、取得をした日の属する年度の翌年度のみ軽自動車税（種別割）が軽減されます。

対象車及び軽課割合			
ガ ソ リ ン 車	乗 用 営 業 車	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は 平成 17 年排出ガス基準 75%達成 (★★★★) かつ 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成	おおむね 25% 軽減
		平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 (★★★★) かつ 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成	おおむね 50% 軽減
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・天然ガス軽自動車：平成 21 年度排出ガス規制NOx 10%低減又は 平成 30 年排出ガス規制適合 			おおむね 75% 軽減

税額（年額）					
車種		グリーン化特例（課税） （※については、乗用営業用のみ対象）			
		おおむね 25%軽減	おおむね 50%軽減	おおむね 75%軽減	
三輪		※3,000 円	※2,000 円	1,000 円	
四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,200 円	3,500 円	1,800 円
		自家用	対象外	対象外	2,700 円
	貨 物	営業用	対象外	対象外	1,000 円
		自家用	対象外	対象外	1,300 円

16. 軽自動車税（種別割）に関する届出について

軽自動車等を登録される場合、または登録している軽自動車等に異動（名義変更、廃車等）が発生した場合、以下の場所で速やかに申告を行ってください。申告する場合に必要なものは各申告場所へお問い合わせください。原動機付自転車・小型特殊自動車については、八尾市ホームページにも掲載しています。

車種	申告場所	所在地・電話番号
原動機付自転車 小型特殊自動車	八尾市役所 市民税課税制係	〒581-0003 八尾市本町1-1-1 TEL：072-924-3832
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	近畿運輸局 大阪運輸支局	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL：050-5540-2058
三輪、四輪以上の 軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所	〒569-0034 高槻市大塚町4-20-1 TEL：050-3816-1841

注) 普通自動車の税金に関するお問い合わせは中河内府税事務所までお願いします。

中河内府税事務所 〒577-8509 東大阪市御厨栄町4-1-16
TEL：06-6789-1221

17. 軽自動車税のよくある質問 Q&A

Q1 4月2日に市役所で手続きを行い、原動機付自転車を知人に譲渡しましたが、私宛てに軽自動車税（種別割）の納税通知書が送られてきました。私が税金を納めなければいけないのでしょうか？

A 納めなければいけません。軽自動車税（種別割）は、4月1日現在所有（登録）している方に課税されますので、4月2日に譲渡したとしても、今年度分はあなたに課税されます。また、来年度からは譲渡した方に課税されることになります。

なお、知人に車両を引き渡しても市役所で譲渡の手続きをしていないと、来年度もあなたに課税されますので、必ず手続きをしてください。

Q2 軽四輪自動車を10月に廃車しました。軽自動車税（種別割）は5月に納付済です。月割りで税金は還付されるのでしょうか？

A 軽自動車税（種別割）は年度の途中で廃車したとしても普通自動車のように月割りでの税金の還付はありませんのでご注意ください。

Q3 軽自動車の所有者が死亡しました。どのような手続きをすればいいのでしょうか？

A 速やかに名義変更または廃車の手続きを行っていただく必要があります。各申告場所にお問い合わせください。

Q4 業者に原動機付自転車を引き渡したのに、納税通知書が届いたのはどうしてですか？

A 引き渡しは済んでいても、市役所で廃車の手続きが済んでいない場合、または手続きが4月2日以降に行われた場合には、その年の軽自動車税（種別割）は課税されます。登録状況を市民税課にお問い合わせください。

Q5 身体障がい者等が所有する軽自動車等の場合、減免の制度はありますか？

A 一定の要件にあてはまる場合は、減免の制度があります。納期限（毎年5月末）までに減免申請する必要があります。（納期限を過ぎてから遡って減免はできませんのでご注意ください。）

具体的な要件や手続き方法等については、市民税課にお問い合わせください。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者等が市内の小売販売業者に売渡した製造たばこに対して課税されるものです。

18. 市たばこ税について

■ 納税義務者

- たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

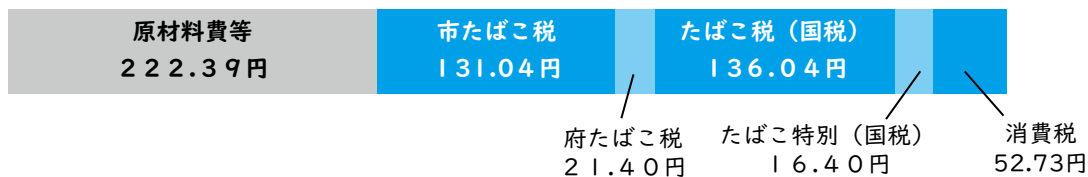
■ 税率

- 1,000本につき6,522円
- 加熱式たばこの課税方式の見直しについて
加熱式たばこについては、紙巻たばこの本数への換算により課税されますが、平成30年10月1日から5年かけて「重量」により換算される課税方式から「重量」と「価格」により換算される課税方式へと段階的に移行されています。

■ 納税の方法

納税義務者が、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡したたばこに対して算出した税額を申告し、納付することになっています。

■ たばこ1箱（580円）に占めるたばこ税等の額（令和4年10月現在）



入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉）における入湯行為に対し、入湯客に課税されるものです。また、市の環境衛生施設や観光の振興等にあてるために設けられた目的税です。

19. 入湯税について

■ 納税義務者

- 鉱泉浴場（温泉）における入湯客（ただし、12歳未満の方は除きます。）

■ 税率（入湯客1日1日あたり）

- 宿泊客 150円
- 日帰り客 75円

■ 納税の方法

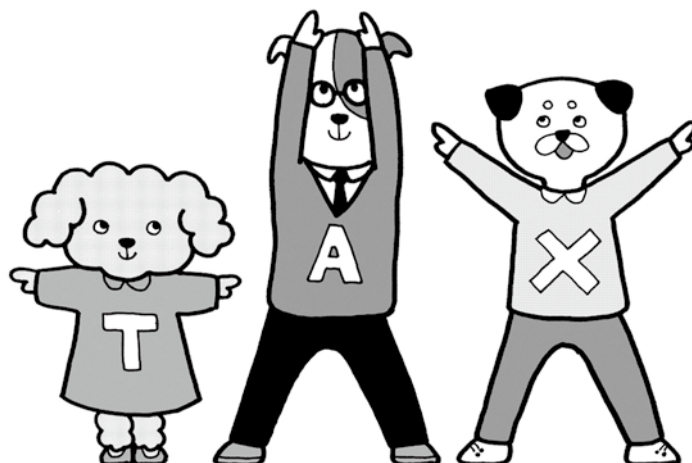
鉱泉浴場の経営者を入湯税の特別徴収義務者に指定し、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収した税額を申告し、納付することになっています。

お問い合わせ先

個人市・府民税の課税に関すること	八尾市 財政部 市民税課 課税係 TEL：072-924-3822 ※お問い合わせ時は、個人市・府民税納税通知書の番号をお伝えいただくとスムーズです。
法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の課税に関すること	八尾市 財政部 市民税課 税制係 TEL：072-924-3832
納付に関すること	八尾市 財政部 納税課 TEL：072-924-8524
所得税・確定申告に関すること	八尾税務署 TEL：072-992-1251（代表）

本書のPDFデータを八尾市のホームページにも掲載しております。パソコンやお手持ちのスマートフォンでの閲覧時にご活用ください。

八尾市 市民税ハンドブック
でご検索ください。



市民税 ハンドブック 令和5年度版

発行月 令和5年1月

発行者 八尾市 財政部 市民税課

〒581-0003

大阪府八尾市本町1丁目1番1号

電話:072-991-3881 (代表)

072-924-3822 (直通)

URL: <https://www.city.yao.osaka.jp/>「組織を探す」→「各課の窓口」→「市民税課」

※本書発行後に修正事項等が判明した場合は、随時、上記市民税課のホームページにてお知らせします。

刊行物番号 R4-111